

## 10月1日 国勢調査を実施します！

## 「国勢調査は みんなで描く 日本の自画像」

平成22年国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞

人口減少社会となって実施する最初の国勢調査です

平成22年国勢調査は、我が国が人口減少社会となって実施する最初の調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

10月1日現在で全国一斉に行います

平成22年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯を対象とします。外国人も対象です。

9月下旬から調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。記入いただいた調査票は、封入して提出していただきます。

調査項目や調査結果の公表は次のとおりです

調査項目は、世帯員に関する「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など15項目と、世帯に関する「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など5項目です。

結果の公表については、人口・世帯数の速報結果を平成23年2月に公表し、男女・年齢別人口、世帯の状況などの

詳しい結果を平成23年6月からインターネットなどを通じて、順次公表します。

法律に基づき行います

国勢調査は、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づき5年毎に実施され、国民は、調査票に記入して提出する報告義務が定められています。

調査の記入内容は厳重に守られます

調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられています。

調査票に記入いただいた内容は、統計の作成以外に使用することはありません。

調査票は、外部に漏れないよう厳重に管理し、集計が完了した後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

「かたり調査」にご注意ください

国勢調査では、電子メールでおたずねしたり、金品を請求することはありません。

国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

## 栃木県人口予想クイズ

栃木県では「平成22年10月1日」に実施される国勢調査の栃木県総人口の予想クイズを実施します。正解者には県産品3万円相当ほか豪華商品をプレゼントします。

（ヒント）平成22年7月1日現在の「栃木県毎月人口推計月報」による栃木県の人口は2,005,988人です。

【応募方法】①予想人口、②住所、③氏名、④電話番号を明記し、郵便はがきまたはメールで応募する。

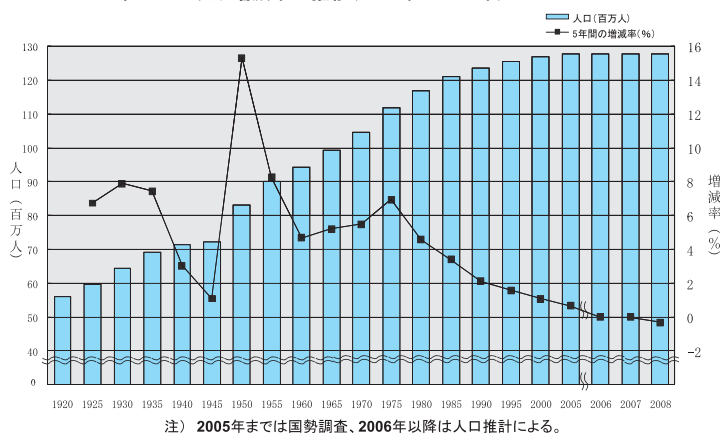
【応募締切】10月7日（木）

【その他】1人1口まで、複数応募は無効とする。また、正解者多数の場合は抽選とする。

【応募先】〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県県民生活部統計課人口予想クイズ係  
Eメール 22census@pref.tochigi.lg.jp

## 人口：人口減少はどこまで？

日本の人口及び増減率の推移（1920年～2008年）



国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

## 第17話 「夏休み」

昨日、那珂川町の小中学校は夏休みに入りました。終業式後、下校する子供達の顔に喜びと同時に不安を感じました。

この気持ちはよく分かります。僕が最後に楽しんだ夏休みは昨日のようです。アメリカでは学年が9月上旬に始まり6月中旬までですので夏休みは6月中旬から9月上旬、約3カ月弱となります(近年は地域によって異なります)。最初、僕は休みがとても楽しいですが、3日目になると既に退屈になり、僕も親もイライラし始めました。

日本では、夏休みは学年度の途中に当たりますので、休みの前に学校は色々な対策を工夫し、児童生徒を事前に指導し、そして夏休み中でも気かけます。しかし、アメリカでは、夏休みは年度末に始まるため、6月下旬から8月下旬まで、学校の門は閉じられました。

夏休みは学校に2つの大きな貢献をします。

まずは、夏休みは学校の先生が心身を充電できる機会です。先生の負担が年々重くなっています。以前、先生は児童生徒の教育に専念できましたが、子育ての負担を先生方に丸投げしている親が増えています。行政や教育委員会なども様々な業務を先生にお願いしています。これはアメリカも日本も同じです。

アメリカの先生は夏休みを自由に使い、旅行、研修、研究、資格取得など通常の業務内ではできない、自分のためになることを追求めます。日本の公立学校の先生はそれほど自由がないようですが、夏休みは心身ともに、リフレッシュできる大切なチャンスです。

児童生徒にとって、夏休みは自立する貴重な期間となります。僕は夏休み3日目の退屈を脱出するため、仕方なく色々工夫しました。ベニヤ板で卓球台、恐竜フィギュアとビー玉で室内野球など、友達を呼んで多くの遊びをしました。遊び疲れた時、僕は故郷の図書館に行きました。ある年、僕は全く分からない分野の本10種類を読むことにしました。次の年、僕は大好きだったクラシック音楽のレコードを借り、ベートーベンの交響曲を区別できるように何回も聞きなおしました。とにかく、退屈がなによりもの敵でしたので少し苦手なことでも挑戦することを工夫しました。

日本の児童生徒は、ラジオ体操から夏休みの宿題まで、ほとんど自由な時間がないように工夫されていますが、それでもこれらの活動を差し引いても、少しは時間があまります。「どのようにこの時間を使うのか」が、少しでも子供の自立への一歩を踏み出すチャンスです。

那珂川町の先生と児童生徒は、この猛暑の夏にどのように生まれ変わるのか、今から楽しみにしています。

“Necessity is the mother of invention”

(必要は発明の母)

平成23年度

『提案型補助金』

みなさんからの

提案を募集します

町では、地域住民の福祉向上が見込まれる団体活動を支援するため、創意と工夫による住民本位のまちづくりを進める団体の提案に対して、補助を行います。

■対象団体

活動の成果が期待でき、次の要件を満たす団体とします  
(1) 町内に活動拠点(事務所)がある団体  
(2) 主に町内の在住(勤)者8名以上で構成する団体  
(3) 会則等があり、会計処理が適切にされている団体  
(4) 営利を目的としない団体

■対象事業

次のいずれかに該当する公益的な事業とします。  
(1) 全町的な活動で、住民の福祉向上が見込まれる事業  
(2) 地域に根ざした活動で、地域の住民の福祉向上が見込まれる事業(2号事業)  
(3) 特定の目的を持った活動で、住民の福祉向上が見込まれる事業(3号事業)

■補助期間

一団体が育成し自立することを前提に3カ年とする。ただし、1号事業にあつては5カ年まで延長することができる。

■補助金額

◎1号事業については、補助対象経費の3分の1以内(限度額50万円)  
◎2、3号事業については、補助対象経費の2分の1以内(限度額30万円)

※交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、事業に関係のない経費は補助対象外

■応募期限 9月30日(木)

■提案の方法

①活動提案書(様式第1号)、  
②全体計画書(様式第2号)、  
③会則等

の3点を、提案内容を所管する課または室に提出してください。①、②の様式は企画財政課で配布。また、町ホームページからもダウンロード可。  
<http://www.town.tochigi-nakagawa.jp/>

■提案の審査方法

補助金負担金等審議会で審査し、採択の可否を決定する。

■問い合わせ

企画財政課企画調整係

☎0287-92-1114